

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年9月4日

【発行者名】 GLP投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 辰巳 洋治

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

【事務連絡者氏名】 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社
執行役員CFO 兼 経営企画部長 三木 久武

【電話番号】 03-3289-9630 (代表)

【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】
GLP投資法人

【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】
形態：投資証券
発行価額の総額：その他の者に対する割当 2,045,527,022円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年8月13日(月)提出の有価証券届出書(同年8月21日(火)付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み)の記載事項のうち、2018年9月4日(火)に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

第二部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

（15）【手取金の使途】

＜訂正前＞

本件第三者割当における手取金上限（2,045,527,022円）については、手元資金とし、将来の借入金返済資金の一部又は特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金（29,220,881,327円）及び海外募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 / 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。）における手取金上限（13,399,933,734円）については、後記「第二部 参照情報 / 第2 参照書類の補完情報 / 4 第12期末後取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が2018年9月3日付で取得を予定している不動産信託受益権（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。

＜訂正後＞

本件第三者割当における手取金上限（2,045,527,022円）については、手元資金とし、将来の借入金返済資金の一部又は特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金（29,220,881,327円）及び海外募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 / 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。）における手取金（13,399,933,734円）については、後記「第二部 参照情報 / 第2 参照書類の補完情報 / 4 第12期末後取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が2018年9月3日付で取得を予定していた不動産信託受益権（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当しています。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

＜訂正前＞

（前略）

国内一般募集及び海外募集の発行投資口総数は411,013口であり、その内訳は国内一般募集口数281,791口及び海外募集口数129,222口（海外引受会社の買取引受けの対象口数120,768口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利の対象口数8,454口）です。また、国内一般募集における発行価額の総額は29,220,881,327円であり、海外募集における発行価額の総額は13,399,933,734円（注）です。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（注） 海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利の全てが行使された場合の上限金額です。

<訂正後>

(前略)

国内一般募集及び海外募集の発行投資口総数は411,013口であり、その内訳は国内一般募集口数281,791口及び海外募集口数129,222口（海外引受会社の買取引受けの対象口数120,768口及び海外引受会社に付与した追加的に発行する本投資口を買取る権利（対象口数8,454口）の行使により発行される8,454口）です。また、国内一般募集における発行価額の総額は29,220,881,327円であり、海外募集における発行価額の総額は13,399,933,734円です。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注)の全文削除

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「金商法」といいます。）第27条において準用する金商法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

<訂正前>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第12期（自 2017年9月1日 至 2018年2月28日） 2018年5月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本書提出日（2018年8月13日）までに、金商法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、2018年8月13日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

（注）なお、発行価格等決定日に、本3記載の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

<訂正後>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第12期（自 2017年9月1日 至 2018年2月28日） 2018年5月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本書提出日（2018年8月13日）までに、金商法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、2018年8月13日に、臨時報告書を関東財務局長に提出

（注）の全文削除

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2018年8月21日及び2018年9月4日に関東財務局長に提出